

琵琶湖森林づくり県民税条例第4条に規定する知事が別に定めるものを定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）第4条の規定を踏まえ、琵琶湖森林づくり県民税の使途の対象となる施策を定めるものとする。

(使途)

第2条 琵琶湖森林づくり県民税条例第4条に規定する知事が別に定めるものは、次の各号に掲げる施策とする。

- (1) 適切な森林管理等を行うことで、生物多様性が保たれ、災害に強い健全な森林づくりを目指す施策
- (2) 琵琶湖の保全・再生の視点に立ち、水源涵養等の多面的機能の持続的発揮に向けた、新たな世代の森林づくりを行う施策
- (3) 間伐材を搬出・利用することで地球温暖化防止に貢献する施策
- (4) 荒廃している里山を手入れし、防災・獣害防止機能を高める施策
- (5) 県民の森林づくりへの参加を促し、森林づくりの意義や琵琶湖森林づくり県民税への理解と関心を高める施策
- (6) 地域住民、森林所有者などが協働して取り組む里山の保全や森林資源の利活用により、山村の活性化を推進する施策
- (7) 木のぬくもりや良さを体感する機会を県民に提供することで、県産木材の普及啓発を行う施策
- (8) 木育や森林環境学習を進め、次代の森林を支える人材を育てる施策

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。